

4 税制

国債の保有に係る税制は、個人や法人、金融機関、非居住者、外国法人などの保有主体や、その保有する国債の種類に応じて異なります。下記（１）～（３）がその保有主体別の主な税制になります。

また、国内金融機関や一定の事業法人などのほか、下記（４）のとおり、非居住者・外国法人に対しては、一定の要件の下で利子等を非課税とする措置が講じられています（☞）。

☞税に関するご相談は、財務省では対応しておりません。

国税について、詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

☞平成25年から令和19年までは、所得税のほかに復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます。

☞平成25年から令和19年までは、所得税のほかに復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます。

（１）個人（居住者）

A 利付国債

利付国債の利子、譲渡益及び償還差益については、税率20%（所得税15%、地方税5%）（☞）の申告分離課税の対象となっており、これらの所得間及び上場株式等の所得との損益通算が可能です。

なお、利払時に支払われる利子に対して、源泉徴収が行われます。

また、障害者の方などについては、国債の利子所得が非課税の扱いとなる「障害者等のマル優制度」や「障害者等の特別マル優制度」の適用があります。

B 国庫短期証券・ストリップス債

国庫短期証券及びストリップス債（分離元本振替国債、分離利息振替国債）の譲渡益及び償還差益については、税率20%（所得税15%、地方税5%）（☞）の申告分離課税の対象となっており、これらの所得間及び上場株式等の所得との損益通算が可能です。

なお、償還時に、償還金に係る差益金額に対して源泉徴収が行われます。

（図2-27）国債の利子等課税制度（個人）

区分	収益の種類 (所得の種類)	課税関係
利付国債	利子 (利子所得)	○申告分離課税（利払時に源泉徴収） 次のいずれかの選択が可能 ・申告不要（源泉徴収で完結） ・上場株式等に係る配当所得等として申告
		○非課税（障害者等のみ） ・障害者等マル優（障害者等に対する少額預金の利子所得等の非課税制度） 限度額 額面金額350万円 ・障害者等特別マル優（障害者等に対する少額公債の利子の非課税制度） 限度額 額面金額350万円
	償還差益 (譲渡所得)	○申告分離課税 上場株式等に係る譲渡所得等として申告・納税
	売却益 (譲渡所得)	
割引国債 (国庫短期証券・ ストリップス債)	償還差益 (譲渡所得)	○申告分離課税 償還時に差益金額について源泉徴収
	売却益 (譲渡所得)	○申告分離課税 上場株式等に係る譲渡所得等として申告・納税

（注1） 上記の各所得に対する税率は、所得税15%（平成25年から令和19年までは、所得税のほかに復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます。）及び地方税5%となります。

（注2） 上記の各所得間及び上場株式等の所得との損益通算が可能です。

(2) 内国法人

A 利付国債

利付国債の利子、譲渡益及び償還差益については、益金の額に算入され、法人税や地方税の法人税割が課されます（公益社団法人・公益財団法人等は非課税となる場合があります。）。

利子については、利払時に源泉徴収が行われます。ただし、銀行などの金融機関、金融商品取引業者等及び資本金又は出資金の額が1億円以上の内国法人については、源泉徴収の不適用制度があります。

B 国庫短期証券・ストリップス債

国庫短期証券及びストリップス債（分離元本振替国債、分離利息振替国債）の譲渡益や償還差益は益金の額に算入され、法人税や地方税の法人税割が課されます（公益社団法人・公益財団法人等は非課税となる場合があります。）。

一般社団法人・一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を除きます。）等については、償還時に、償還金に係る差益金額に対して源泉徴収が行われます。

(3) 非居住者・外国法人

利付国債・国庫短期証券・ストリップス債

日本国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人が保有する振替国債の利子等（振替国債の利子又は国庫短期証券・ストリップス債の償還差益）については、下記（4）の非課税制度により、一定の要件の下、非課税となります。これ以外の場合であっても、振替国債の利子については、非居住者の居住国又は外国法人の所在国（以下「当該国」といいます。）と我が国との間で租税条約が結ばれており、当該国における利子に対する税率が15%より低く設定されている場合には、一定の手続の下、その低い税率で源泉徴収が行われます。

また、日本国内に恒久的施設を有する外国法人が保有する利付国債については、源泉徴収された所得税額を法人税額から控除することができます。

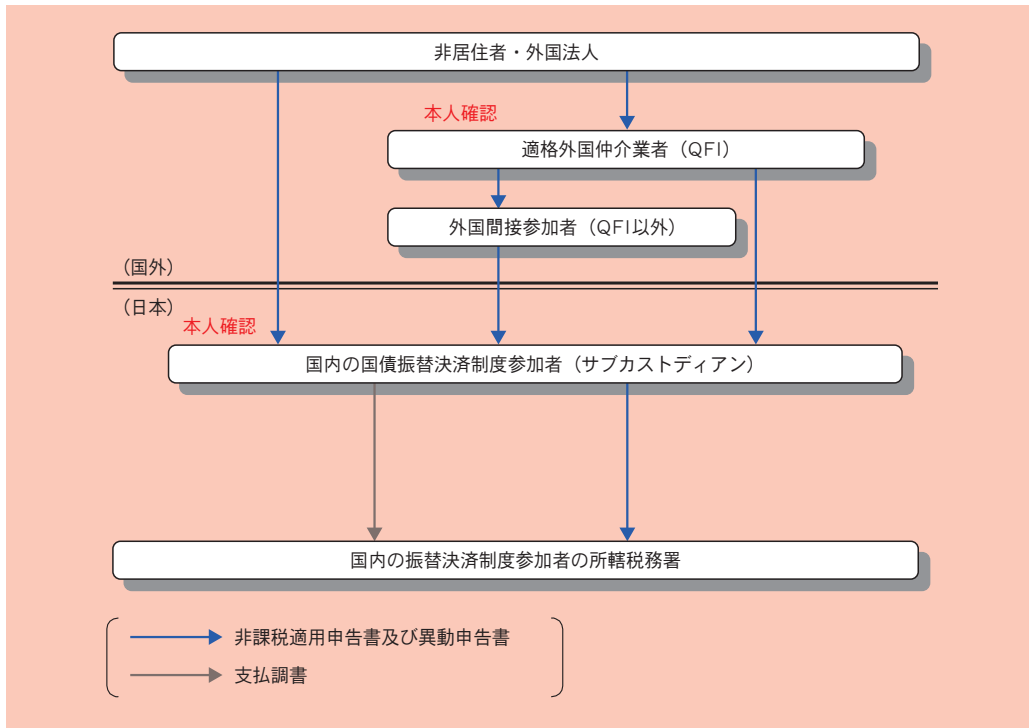
(4) 国債に関する非居住者等非課税制度の概要

国債の大量発行が続く中、国債の円滑かつ確実な消化を図るためには、多様で厚みのある投資家層を形成することが重要です。そこで、平成11年9月以降、海外の投資家が日本国債に投資しやすくするための諸施策の一環として、適正・公平な課税にも配慮しつつ、非居住者・外国法人に対しては、一定の要件の下で振替国債の利子等を非課税とするなどの税制上の措置が講じられています。

A 所得税

日本国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人（適格外国証券投資信託及び外国年金信託の受託者を含みます。）が、国内の国債振替決済制度参加者（国債の口座管理機関となっている国内の金融機関・金融商品取引業者等）又は適格外国仲介業者（QFI:Qualified Foreign Intermediary、以下「QFI等」といいます。）に開設した振替口座により保有している国債の利子等（振替国債の利子又は国庫短期証券・ストリップス債の償還差益）について、一定の要件を満たす場合には、所得税は課されません。

(図2-28) 非居住者等非課税制度の適用に係る手続等の概要



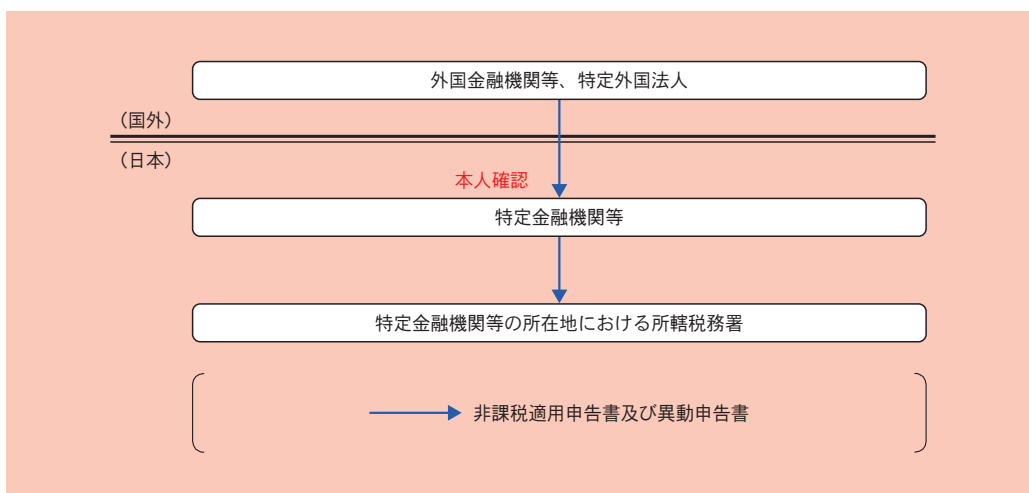
B 法人税

日本国内に恒久的施設を有しない外国法人がQFI等に開設した振替口座により保有している振替国債の利子等については、法人税は課されません。

C 債券現先取引等

外国金融機関等（①）が国内の特定金融機関等（②）との間で行う国債の債券現先取引又は証券貸借取引及び特定外国法人（③）が国内の特定金融機関等との間で行う国債の債券現先取引について、国内の特定金融機関等から受け取る利子等は、一定の要件の下で非課税となります。

(図2-29) 債券現先取引への非居住者等非課税制度の適用に係る手続等の概要



① 銀行業・金融商品取引業・保険業を営む外国法人、金融商品債務引受業を行う外国法人（外国清算機関）、外国中央銀行及び国際機関をいいます。

② 金融機関及び金融商品取引業者等のうち、「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の適用対象とされている者、金融商品取引清算機関（国内清算機関）及び日本銀行をいいます。

③ 外国金融機関等以外の外国法人をいいます（ただし、国外関連者及び租税条約の相手国等以外の国又は地域の法人を除きます。なお、国外関連者とは、特定金融機関等との間に直接・間接の持分割合50%以上の関係にある者及び実質的に支配・被支配の関係にある者等をいいます。）。

(図2-30) 国債に関する税制面での最近の取組

年 度	税 制 改 正 内 容
平成11年度	・ 非居住者等が国債振替決済制度参加者の国内の営業所等に開設された口座に直接寄託した利付国債の利子について非課税化 ・ 外国法人が国債振替決済制度参加者の国内の営業所等に開設された口座に直接寄託した割引短期国債・政府短期証券（現在の国庫短期証券）の償還差益に係る源泉徴収を免除
平成12年度	・ 国債をリオープンした場合に、国に払い戻す経過利子について非課税化
平成13年度	・ 非居住者等が保有する利付国債の利子について、従来の非課税措置に加え、適格外国仲介業者を通じて保有する利付国債の利子についても非課税化
平成14年度	・ 利付国債の利子に係る非課税措置を、法人格のない海外の投資信託のうち、公募でかつ国内で募集が行われていないものに拡充 ・ 国債を用いた債券現先取引について、外国金融機関等が受け取る利子を一定の要件の下に非課税化（平成16年3月31日まで） ・ 分離元本振替国債・分離利息振替国債の保有を法人に限定するという条件の下、ストリップ債に係る税制を整備 ・ 新振替決済制度への移行に伴う諸々の税制上の措置を手当て
平成15年度	・ 資本又は出資の金額が1億円以上の事業法人が支払を受ける利付国債の利子について源泉徴収を免除 ・ 清算機関が保有する利付国債の利子について源泉徴収を免除
平成16年度	・ 外国法人が保有する割引短期国債・政府短期証券（現在の国庫短期証券）の償還差益に係る源泉徴収の免除について、適格外国仲介業者を通じて保有する場合にも拡充 ・ 国債を用いた債券現先取引について、外国金融機関等が受け取る利子に係る非課税措置の適用期限を2年延長（平成18年3月31日まで）
平成17年度	・ 物価連動国債について、譲渡対象者に、国債の利子につき所得税が課されない外国法人等を追加 ・ 非居住者等の国債保有に係る税制優遇措置について、非居住者等が適格外国仲介業者から振替記載等を受ける場合における適格外国仲介業者から国内の国債振替決済制度参加者への通知手続の簡素化や、割引短期国債・政府短期証券（現在の国庫短期証券）に係る特例の適用を受けている者が利付国債の利子に係る特例を受ける場合の適用手続について、一定の要件の下で不要とする等、その適用にあたって必要となる諸手続を簡素化
平成18年度	・ 国債を用いた債券現先取引について、外国金融機関等が受け取る利子に係る非課税措置の適用期限を2年延長（平成20年3月31日まで）
平成20年度	・ 国債を用いた債券現先取引について、外国金融機関等が受け取る利子に係る非課税措置の適用期限を撤廃
平成22年度	・ 国内の国債振替決済制度参加者が作成している各人別帳簿の作成義務を一定の要件の下で免除 ・ 適格外国証券投資信託の範囲拡充
平成23年度	・ 振替国債の利子の非課税措置について、外国年金信託並びに組合及び受益者等課税信託に適用するための手続を整備 ・ 国債を用いた証券貸借取引についても、債券現先取引同様、外国金融機関等が受け取る利子等についての非課税措置を適用
平成24年度	・ 受益者等課税信託の信託財産に属する振替国債の利子等に係る非課税適用申告書の提出等を当該信託の受託者が行えるよう措置
平成25年度	・ 平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式を申告分離課税に変更し、その上で、金融商品に係る所得課税の損益通算ができる範囲を公社債等にまで拡大（金融所得課税の一体化）
平成26年度	・ 平成28年1月から施行される金融所得課税の一体化に関連し、割引債の範囲の見直し等について手当て
平成29年度	・ 国債を用いた債券現先取引について外国金融機関等に加え、特定外国法人が受け取る利子等についても、非課税措置を適用（平成31年3月31日まで）
令和元年度	・ 国債を用いた債券現先取引について、特定外国法人が受け取る利子等に係る非課税措置の適用期限を2年延長（令和3年3月31日まで）
令和3年度	・ 国債を用いた債券現先取引について、特定外国法人が受け取る利子等に係る非課税措置の適用期限を2年延長（令和5年3月31日まで） ・ クロスボーダー取引に係る振替国債の利子の課税の特例等における非課税適用申告書等の電子提出が行えるよう措置
令和5年度	・ 国債を用いた債券現先取引について、特定外国法人が受け取る利子等に係る非課税措置の適用期限を3年延長（令和8年3月31日まで）